

2019年7月17日  
日 本 銀 行

「適格担保の担保価格」の一部改正について

日本銀行では、「適格担保の担保価格」（2017年1月31日決定）を別紙、  
のとおり一部改正し、2019年7月24日から実施することとしましたので、  
お知らせします。

以 上

<本件照会先>  
金 融 市 場 局      市 場 調 節 課 (03-3277-0055)

別紙.

「適格担保の担保価格」中一部改正

○ 3. を削り、2. の次に次の3. を加える。

3. 「企業および地方公共団体等債務にかかる担保の適格性判定等に関する特則」（令和元年6月20日付政委第36号別紙1.）に基づき適格とするもの

下表（イ）欄に掲げる担保の種類ごとの同表（ロ）欄に定める残存期間別の担保価格については、当該担保が「適格担保取扱基本要領」別表に掲げる基準を満たす場合を除き、担保の種類ごとに同表（ハ）欄に定めた時価等に、残存期間に応じて同表（ロ）欄にそれぞれ定めた掛目を乗じた値とする。

(イ)	(ロ)						(ハ)
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超	
社債	97%	97%	96%	95%	94%	92%	時価
企業が振出す手形	81%	—	—	—	—	—	手形金額
地方債	88%	88%	87%	86%	85%	83%	時価

(イ)	(ロ)					(ハ)
	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内 <sup>(注)</sup>	
自己査定型電子記録債権	81%	67%	55%	45%	30%	残存元本額
自己査定型電子記録債権以外の企業を債務者とする電子記録債権	94%	85%	75%	65%	55%	残存元本額

(イ)	(ロ)					(ハ)
	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内 <sup>(注)</sup>	
自己査定型証券貸付債権	81%	67%	55%	45%	30%	残存元本額
自己査定型証券貸付債権以外の企業に対する証券貸付債権	94%	85%	75%	65%	55%	残存元本額
地方公共団体を債務者とする電子記録債権	87%	84%	80%	75%	70%	残存元本額
地方公共団体に対する証券貸付債権	87%	84%	80%	75%	70%	残存元本額

(注) 満期が応当月内に到来するものを含む。